

運営委員会規程

(設置・目的)

第1条 尾道市医師会看護専門学校学則第31条の規定に基づき、円滑な学校運営をはかるため、尾道市医師会看護専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、尾道市医師会看護専門学校学校長（以下「学校長」という。）統括のもとに、尾道市医師会看護専門学校の教育体制及び教育制度の改善・整備に関する実現方策等の検討を行うとともに、次に掲げる事項について審議及び連絡調整を行う。

- (1) 尾道市医師会看護専門学校学則及び教育に係る規則の制定改廃に関する事項
- (2) 学校予算・執行等財務事項に関する事項
- (3) 教育方針、教育計画、教育課程に関する事項
- (4) 学校人事に関する事項
- (5) 学生募集及び学生定員に関する事項
- (6) 入学・卒業並びに学生の身分・異動に関する事項
- (7) その他学校の運営管理に関する事項

(委員長及び委員)

第3条 委員会の委員長は、学校長が兼任する。

2. 委員は、本規程第4条に示す者から学校長が委嘱または任命する。
3. 委員は職務を遂行することができないとき、本人（その代理人）からの申し出により委員長が退会を承認できる。
4. 委員会は委員が運営に著しく支障をきたす言動を行った場合退会を命ずることができる。
5. 委員の任期は、委嘱または任命された日から、年度末までとする。再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6. 尾道市医師会の役職員が委員となっている場合、役職員の交代があったときは、後任役職員が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 尾道市医師会会長・尾道市医師会会計担当理事
- (2) 尾道市医師会看護専門学校歴代学校長・
尾道市医師会看護専門学校歴代副学校長（歴代担当理事）

のうち就任承諾を得た人

- (3) 学校長・副学校長・教務主任・教育顧問・事務長
- (4) 学校長が認めた外部構成員
- (5) その他学校長が必要と認めた者 若干名

(招集及び委員会の実施)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。また委員長は議長を委員の中から指名することができる。

2. 委員会は審議内容、決定事項を尾道市医師会（理事会）にて承認を得るものとする。

(特別委員会)

第6条 委員会のもとに、審議事項のうち特定の事項を審議させるために、委員長が選任した特別委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、尾道市医師会看護専門学校において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会審議の後、委員会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和元年6月16日から施行する。

1 この規程は、令和7年4月1日から施行し、第3条5項については、施行後はじめての任期満了を迎えた後から適用とする。